

衆議院総務委員会ニュース

平成28.4.19 第190回国会第14号

4月19日（火）、第14回の委員会が開かれました。

1 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第48号）

- ・高市総務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
（参考人）日本放送協会会長 舩井勝人君
- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄君
新潟大学法学部教授 鈴木正朝君
弁護士
日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長 坂本 団君

（質疑者及び主な質疑内容）

（政府に対する質疑）

菅 家 一 郎君（自民）

- ・非識別加工情報の作成の外部委託の可否について、総務省に確認したい。
- ・行政機関内部における不正利用防止対策等について、総務省に確認したい。

濱 村 進君（公明）

- ・非識別加工情報と匿名加工情報の名称が異なる理由及び法律上の観点からみた両者の差異について、総務省の見解を伺いたい。
- ・本整備法案が策定された時点で、非識別加工情報と他の情報との照合を想定していたのかについて、総務省に確認したい。

逢 坂 誠 二君（民進）

- ・平成28年度NHK予算に係る附帯決議への対応状況について、会長に確認したい。
- ・法目的の改正に係る経過等について、総務省に確認したい。
- ・ビッグデータの利活用を進めてどのような社会を目指すのか、また、不都合は生じないのかについて、大臣の見解を伺いたい。

奥 野 総一郎君（民進）

- ・平成28年熊本地震の被災地に対する財政支援が必要と考えるが大臣の見解を伺いたい。

- ・行政機関に非識別加工情報の照合禁止義務が課せられていない理由について、総務省に確認したい。

- ・非識別加工情報について、民間においてどのようなニーズがあると見込んでいるのか、大臣の見解を伺いたい。

田 村 貴 昭君（共産）

- ・本整備法案の成立により、我が国の個人情報保護法制は、欧州連合（EU）から十分性認定を受けることが可能となるのか、総務省に確認したい。
- ・耐震性に問題のある避難所から多くの避難者が退去せざるを得ない状況が生じていることから、安全な避難所をあらゆる手段を講じて直ちに確保する必要性について、内閣府の見解を伺いたい。

梅 村 さえこ君（共産）

- ・2014年度及び2015年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況のうち、個人情報の漏えい等不適正な事案等の状況について、大臣に確認したい。
- ・行政機関非識別加工情報の民間事業者への提供に関し、加工までして提供する以上、具体的なニーズが必要であると考えますが、具体的なニーズについての総務省の見解を伺いたい。

足 立 康 史君（おおさか）

- ・地方自治体は本整備法案による改正を踏まえた条例制定に向けて十分に対応できるのかについて、総務省に確認したい。

- ・医療分野の個人番号を付与する、いわゆる医療等 ID の導入に向けた現状について、厚生労働省に確認したい。

吉川 元君（社民）

- ・平成 28 年熊本地震の規模に鑑みて、特別交付税措置、普通交付税の繰上げ交付、災害復旧事業債発行等の財政支援を行うことについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・医療機関の患者情報を本人同意なしで収集可能とする法案の提出を検討しているとの報道の事実関係について、内閣官房に確認したい。

（参考人に対する質疑）

金子 めぐみ君（自民）

- ・資産情報、犯罪歴等行政機関の保有する情報のうち、センシティブな情報の悪用の防止対策に関し、行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（以下、「総務省研究会」という。）での議論の有無について、藤原参考人に伺いたい。
- ・欧米諸国におけるプライバシーの保護とパーソナルデータの利活用とのバランスの取り方について、藤原参考人及び鈴木参考人の見解を伺いたい。

高井 崇志君（民進）

- ・これまで総務省研究会等において議論してきた匿名加工情報が、非識別加工情報に置き換えられたことについて、藤原参考人の見解を伺いたい。
- ・個人情報の第三者提供に当たっての個人情報該当性に係る判断基準に関し、本整備法案においては「提供元基準」は求められないとの解釈は法制面で妥当であるかについて、鈴木参考人の見解を伺いたい。

濱村 進君（公明）

- ・匿名加工情報の概念と行政機関非識別加工情報の概念は本質的に異なるかと考えるが、藤原参考人の見解を伺いた

い。

- ・識別行為の禁止に関し、個人情報保護法の規定においては匿名加工情報の提供を受けた者についてどのように措置されているのか、鈴木参考人に伺いたい。

田村 貴昭君（共産）

- ・本整備法案は、行政機関非識別加工情報等の提供の仕組みを導入することとしているが、行政機関非識別加工情報を行政機関が民間事業者へ提供することは、憲法第 13 条のプライバシー権との関係で問題はないのか、各参考人の見解を伺いたい。
- ・民間企業が保有する個人情報と行政機関等が保有する個人情報との取扱いの違いを踏まえ、行政機関等の保有する個人情報に関して留意すべき点について、坂本参考人の見解を伺いたい。

足立 康史君（おおさか）

- ・我が国の個人情報保護法制の成り立ち、及びビッグデータの利活用に向けた法制整備という観点において、我が国は世界から遅れているのか、各参考人に伺いたい。
- ・いわゆる個人情報保護法・条例 2000 個問題について、国として規律を一元化すべきなのか、又は地域の特性に応じたある程度の規律の類型が許容されるべきなのかについて、藤原参考人及び鈴木参考人に伺いたい。

吉川 元君（社民）

- ・携帯電話番号は、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別可能であるため、個人情報に当たると考えるが、鈴木参考人の見解を伺いたい。
- ・行政機関等が保有する個人情報を非識別加工して民間に提供する際には、本人同意の取得を必須とすべきなのかについて、坂本参考人に伺いたい。